

「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備実施計画（素案）】

素案	懇話会意見	対応方針
<p data-bbox="159 448 725 667">この枠内には、素案の記述を記載します。 (関連部分のみ抜粋)</p>	<p data-bbox="801 448 1473 667">この枠内には、懇話会意見を記載します。 (意見の順番は原則として懇話会教育長報告と同じですが、類似意見をまとめる等で一部入れ替えています)</p>	<p data-bbox="1550 448 2110 667">この枠内には、懇話会意見に対する教育委員会の対応方針を記載します。素案の記述に加除修正があれば、修正内容を記載します。</p>

「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備実施計画（素案）】

素案（施策1：P3）	懇話会意見	対応方針
<p>第1章 目標達成に向けた実施計画</p> <p>施策1：小中学校への分校・分教室の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策1は、特別支援学校の分校・分教室を市町村立小中学校へ設置していく計画から構成されます。これらの計画は、共生社会の実現に向けた交流及び共同学習の推進や、より身近な地域での就学を達成するために重要であり、また過密を解消するためにも必要です。 ・交流及び共同学習は、小中学校の児童生徒への教育的効果のほか、障害を持った児童生徒の居住地とのつながりが強まるなど、市町村にとっても利点のある施策と考えています。 <p><計画></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成24年度に分校・分教室設置要綱を作成し、協定を結ぶ市町村教育委員会の募集を始める。 (2) 平成25年度に県教委は、設置要綱に基づいて募集に応じた市町村教委と協定を交わし、既存施設の有効活用を図りながら設置準備を進める。 (3) 平成26年度より、市町村立学校に特別支援学校の分校・分教室を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策1のような話は前からあった。過密問題が出ているから、このような話が出るのではないか。 ・施策1は、特別支援教育体制における「地域での就学」という方向性を受けてでもある。 ・過密解消に向けては分校・分教室設置ではなく、那覇市内に特別支援学校が必要だ。 ・分校・分教室があることで、その市町村の特別支援教育のセンター校の役割を担うことができるのでは。 ・小中学校の特別支援学級と、特別支援学校の分校・分教室の住み分けはどうするのか。 ・認定就学制度と、分校・分教室の役割分担、取り扱いを明確にする必要がある。 ・那覇市内の特別支援学級を一つにまとめ、特別支援学校分校 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策1は、共生社会の実現に向けた交流及び共同学習の推進や、より身近な地域での就学を達成するために重要であると考えています。 ・過密解消は、施策1及び施策2により、交流及び共同学習の推進や身近な地域での就学という目標とともに達成していきます（目標と施策の対応表を参照のこと）。 ・そうした効果も期待できるため、リード文を次のように修正します。 <p>【修正↓】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流及び共同学習を日常的に行うことは、小中学校の児童生徒に教育的効果があるほか、障害のあるを持った児童生徒と居住地とのつながりが強まるめます。また、分校・分教室が特別支援教育に関するセンター校的な役割を担うなど、施策1は市町村にとっても利点がある施策と考えています。 ・現行制度に則りそれぞれの役割分担と取り扱いを明確にし、これに基づき設置要綱を作成していく考えです。

(4) 平成33年度までに、市町村立学校に合計で180人定員以上の特別支援学校の分校・分教室を設置する。

と一緒にしてもよいのでは。

- ・一つの敷地内に二つの運営主体が併存することとなる。県教委から、趣旨や利点を市町村教委に理解してもらい受け入れてもらう努力が必要だ。
- ・県と市町村の壁をどう取り除くか、しっかりと努力してもらいたい。
- ・もっと市町村も積極的にならないと、県教委が動いても、地域の考え方にしる学校の使い方にしろずっと平行線ではないか。
- ・具体的に授業を相互乗り入れするというのであれば、地域の理解も深まるだろう。
- ・市町村教委の応募がゼロだった場合の問題がある。
- ・応じる市町村がなかったり、地域が偏ってしまっただけでは計画の意味がなくなる。市町村教委の了解や理解が重要だ。
- ・計画の実施段階においては、実務者も会議に入ってもらってお互いで情報交換して共通理解しないと、話がこれ以上進まない。
- ・色々な障害の方々を受け入れてもらえる土壌をつくるのは時間がかかる。これからどの程度の時間をかけて啓発をやっていくのか。
- ・分校・分教室は受け皿となる小・中・高校が必要になるが、お願いして受け入れてもらうのではなく、一緒にやるんだという発想が必要だ（施策2も関連）。

・協定を結ぶ市町村教育委員会の募集にあたっては、施策の趣旨や市町村教委のメリットを明確にしていく考えです。

・費用負担を含んだ詳細な要綱の作成により、明確な分担のもとに県と市町村の役割を發揮できると考えております。

・そうした事態を避けるため、施策の趣旨や市町村教委のメリットを明確にし、市町村教委を個別に訪問しながら協力をお願いしていく考えです。

・要綱を作成する段階においては、実務者となる市町村教委や小中学校教諭と意見を交換したいと考えております。

・平成24年度から始める市町村の募集を通じて、啓発をしていきたいと考えております。

・施策1及び施策2は、小・中・高等学校と特別支援学校の双方に教育的効果がある施策として推進を図っていきます。

「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備実施計画（素案）】

素案（施策2：P4～P5）	懇話会意見	対応方針
<p>施策2：軽度知的障害に対応する高等部の設置拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策2は、特別支援学校の軽度知的障害高等部の設置を拡充していく計画から構成されます。これらの計画はニーズの高い軽度知的障害高等部の定数を増やすだけでなく、交流及び共同学習の推進や、より身近な地域での就学を達成するためにも重要になります。 <p><計画></p> <p>(1) 平成24年度より準備を始め、平成25年度に那覇特別支援学校に軽度知的障害高等部部門を設置す</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リード文の表現だと、既存の特別支援学校高等部に軽度知的障害を設置するように捉えられる。修正した方がよい。 ・リード文の表現を、現在の分教室設置目的の表現とすり合わせてはどうか。また、「ニーズの高い・・・」より先に持ってくる必要がある。 ・分教室があれば地元で実習ができ就労にもつながる。そうした表現を入れてはどうか。 ・地域で実習を行うことで、子どもが何をしているか、どういふバックアップが必要か親がわかり、安心できる。 <ul style="list-style-type: none"> ・職業学科を置くのか、普通科の中にコース制を置いてやっていくのか、具体的にした上で検討していかないといけない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・表現をわかりやすくし、分教室設置の目的を明確にするため、施策名及びリード文を次のように修正するとともに、施策2の意義を追加します。 <p>【修正↓】</p> <p>施策2：<u>高等部における軽度知的障害生徒の教育の場の拡充</u>軽度知的障害に対応する高等部の設置拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策2は、<u>新たに高等部における軽度知的障害生徒の教育の場</u>特別支援学校の軽度知的障害高等部の設置を拡充していく計画から構成されます。これらの計画は<u>ニーズの高い軽度知的障害高等部の定数を増やすだけでなく、交流及び共同学習の推進</u>だけでなく、<u>軽度知的障害高等部の受け皿を増やすためにも</u>より身近な地域での就学を達成するためにも重要になります。 ・<u>特別支援学校と高等学校の生徒が共に学ぶ場所を共有することは、同世代の生徒とのつながりをより強めることができます。</u> ・<u>また、より身近な地域で就学することにより、地域の生徒という意識が深まり、地域の理解や支援が受けやすく、障害に対する理解が進むようになります。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・設置学科においては、今後どの形態が適正か、教育課程とあわせて検討して判断していきます。

る（3学年30人定員）。この高等部部門には、那覇特別支援学校の周辺環境（県立看護大学や医療機関の立地）や近年の雇用情勢を考慮し、福祉関連コースを設ける。

- ・職業学科でないと、教育課程で福祉関係ができないようになっている。
- ・病院等の施設が近いということでは、教育課程をつくれな
- い。
- ・知的障害高等部の単独で福祉コースは、現実的に学校として
- 厳しいと思う。
- ・那覇特別支援学校への軽度知的障害高等部門の設置は、新たな校舎ができれば可能では。
- ・特色ある高等部の整備という意味で、福祉関連コースも良い
- アイデアだ。
- ・那覇特別支援学校の高等部門は、応募者が殺到するのではな
- いか。
- ・現行の那覇特別支援学校の職員体制では、入試関連等の準備
- に対応できない。
- ・那覇特別支援学校への軽度知的障害高等部門の設置は、教育
- 課程を実施する面積が足りない。運動場もない。
- ・那覇特別支援学校の校地で、新たに知的障害を受け入れられる
- か疑問だ。
- ・これまでも福祉に関する取組はあった。やり直すのであれば、那覇特別支援学校だけでなく、今までやった学校でもやる必要があるのでは。

(2) 高等学校に特別支援学校軽度知的障害高等部の分校・分教室を設置するにあたり、平成25年度に調査研究モデル事業の検証結果を参考にして設置

- ・特別支援学校では、農業、窯業、木工以外に、他にできるこ
- とはないのか。

- ・新たな施設整備が必要と考えております。
- ・福祉関連コースは、那覇特別支援学校の周辺環境
- や近年の雇用情勢を考慮して設けます。
- ・必要となる事務量を把握し、必要な措置を検討し
- ていきます。
- ・教育課程に必要となる面積を確保できるよう、施設
- の整備を検討します。また、運動場については、周辺施設の活用も含めて検討しています。
- ・福祉に関する取組の拡充については、今後の特別
- 支援教育のあり方において必要に応じて検討する
- 事項となります。
- ・調査研究モデル事業の検証結果を参考にしながら、
- 検討してまいります。

<p>高等学校を選定する。</p> <p>(3) 設置前年度より、専門性確保に必要な人的配置体制の構築及び施設設備の整備等の準備を始める。</p> <p>(4) 平成27年度に、宮古地区の高等学校に宮古特別支援学校の分教室（3学年30人定員、軽度知的障害高等部）を設置する。</p> <p>(5) 平成27年度に、八重山地区の高等学校に、八重山特別支援学校の分教室（3学年30人定員、軽度知的障害高等部）を設置する。</p> <p>(6) 平成27年度に、北部地区の高等学校に、名護特別支援学校の分教室（3学年30人定員、軽度知的障害高等部）を設置する。</p> <p>(7) 平成28年度に、那覇南部地区の高等学校に、大平特別支援学校の分校（3学年60人定員、軽度知的障害高等部）を設置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校に設置する分校・分教室は、特別支援学校が主体となってどのような特色を持たしていくかの意見を出させてもよい。 ・ 分校・分教室をつくって、それを継続させることが重要だ。 ・ 行政に分校・分教室担当者において、各分校・分教室で連携がうまく図れるバックアップ体制をつくる必要がある。 ・ 分校・分教室を拡充しても、沖縄高等特別支援学校の全県区体制は残して、進路選択できるようにしてほしい。 ・ 東京都のように、小中学部と高等部で学校を分ける制度を考えていかないといけない。 ・ 南部工業高校と沖縄水産高校が統合した後の南部工業高校跡地に、単独の高等特別支援学校をつくるという構想が必要ではないか。 ・ 南部地域で高校が廃校になった跡地に特別支援学校の拠点校をつくれば、各地域に拠点を設けるといことで、北谷高校の再編への説得力も増す。 ・ 軽度知的障害高等部の分校・分教室の整備や、施策3の推進にあたっては、既存校の規模を考える必要がある（施策3も関連）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分校・分教室の拡充にあたっては、特別支援学校の教職員の意見を参考にしていきます。 ・ 県立学校教育課特別支援教育班に分校・分教室担当者を置き、連携のバックアップ体制をつくっていきます。 ・ 通学区域については、知的障害に対応する他の特別支援学校の生徒数の推移や保護者等との意見交換等により、今後検討していきたいと思います。 ・ 現状の特別支援学校における学部設置については、「編成整備の基本方向」において課題として捉えておりません。 ・ 南部工高校跡地は、次期高等学校編成整備実施計画素案において利用を計画しております。 ・ 潜在的なニーズに対応するため、既存特別支援学校の規模が極端に縮小することはないと考えております。
---	---	--

「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備実施計画（素案）】

素案（施策3：P6）	懇話会意見	対応方針
<p>施策3：より身近な地域で就学できる特別支援学校の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策3は、より身近な地域で就学できる特別支援学校を整備していく計画から構成されます。この計画は、通学における在学者と保護者の負担を軽減させるだけでなく、学校を卒業した後の地域との繋がりを築いていくためにも重要になります。 <p><計画></p> <p>(1) 平成25年度に、教育の専門性や集団性を確保しながらより身近な地域で就学できる体制を整備するために次のいずれの方法がより適当であるか、検討作業を始める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数障害種に対応する特別支援学校の整備 ・特別支援学校の分校・分教室の整備 ・教諭が現地に赴くサテライト教室の整備 ・市町村教育委員会が実施する通級指導体制への支援充実 ・市町村教育委員会が設置する特別支援学級への支援充実 <p>(2) 平成26年度に、専門性確保に必要な人的配置体制の構築及び施設設備の整備を始める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この書きぶりだと、沖縄盲学校と沖縄ろう学校の校名が改称され、特別支援学校になっていくという誤解が出てくる。 ・この複数障害種は、視覚障害と聴覚障害という意味だ。そこを、はっきりと書けばいいのでは。 ・盲学校とろう学校に関しては、全国的に数が少なくなってきている傾向もあって、少なくなる中、どう充実させるかというのが全国的な課題だ。 ・実態把握をすることが、平成24年度、25年度の計画に足りないところではないか。 ・サテライト教室というものがイメージしにくい。 ・現状は専門の教諭が配置されたとしても、制度的なバックアップがないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リード文の表現をわかりやすく明確にするため、次のように修正します。 <p>【修正↓】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策3は、視覚障害と聴覚障害において、より身近な地域で就学できる特別支援学校を整備していく計画から構成されます。 ・潜在的なニーズに対応するため、既存特別支援学校の規模が極端に縮小することはないと考えております。 ・検討作業においては、実態を把握しながら進めていきます。 ・沖縄盲学校や沖縄ろう学校の教諭が、他地区の学校へ月数回程度出向き、必要とする児童生徒、保護者へ指導や相談を行う形態を想定しています。 ・体制整備では、制度的な側面も検討します。

<p>(3) 平成28年度に、本島北部地区に視覚障害及び聴覚障害に対応できる体制を整備する。</p> <p>(4) 平成28年度に、本島中部地区に視覚障害に対応できる体制を整備する。</p> <p>(5) 平成28年度に、本島南部地区に聴覚障害に対応できる体制を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者からは、北部地区にも視覚障害と聴覚障害の専門教育を受けられるようにという声がある。 ・全般的に言えば、盲学校ろう学校が地域的に偏っており、遠距離の地域があるということから考えると、身近に就学できれば保護者とも負担を感じないでできる。 ・バスが少なくなっては困るが、バスが現状数であっても学校をたくさんつくることができれば、1時間20分以内を達成できると思う。 ・医療の発達により、早い時期から学校に相談する機会が増えてくるだろう。その観点から、各地区に整備していくのは意義があるだろう。 ・施策3を施策2と、一緒にすればよいのではないか。施策2の計画(4)から(7)と一緒に検討していけば、特別支援学校の整備という文言に繋がっていく。 ・既存の特別支援学校の整備ももちろん大切だが、北部、中部に小さくてもいいから学校をつくるという計画は全くできないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そうしたニーズに応えられるように、体制整備を検討していきます。 ・特別支援教育のセンター校的な役割も担えるよう、整備を検討していきます。 ・対応する目標と手段が異なるため、別々の施策としています。 ・視覚障害及び聴覚障害においては、新たな学校を設置する規模にはないと考えております。
--	--	---

「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備実施計画（素案）】

素案（施策４：P7～P8）	懇話会意見	対応方針
<p>施策４：看護師配置の拠点化と学校運営体制の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策４は、沖縄本島内における看護師配置の拠点化と、学校規模に応じた運営体制の見直しに関する計画から構成されます。この計画は、看護師の効率的・効果的な配置だけでなく、学校規模の適正化を図る上でも重要です。 <p><計画></p> <p>(1) 肢体不自由、病弱又は肢体不自由及び病弱の両障害種に対応する特別支援学校における平成28年度の沖縄本島内の看護師配置拠点校は、学校規模、施設設備の状況を勘案して、以下の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国頭地区：桜野特別支援学校 ② 中頭地区：泡瀬特別支援学校 ③ 那覇地区：鏡が丘特別支援学校 ④ 島尻地区：島尻特別支援学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・本島内の看護師配置は記載されているが、宮古と八重山がどうなるか見えてこない。 ・より身近な地域で就学できるようにという施策がある中で、看護師拠点化により転学させることは相反するのではないか。 ・通学に際して保護者にプラスになるような配置ができれば、理想的だと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・より適切に表現するため施策名及びリード文に、「拠点化」ではなく「集約」を用います。 【修正↓】 施策４：看護師配置の拠点化校への集約（後略） ・施策４は、沖縄本島内における看護師配置の拠点化校への集約と、（後略） ・表現を修正し、脚注に次の文言を追加します。 【修正↓】 ・(1) <u>沖縄本島内の</u>肢体不自由 または、病弱又は 肢体不自由及び病弱の両障害種に対応する特別支援学校における平成28年度の 沖縄本島内の看護師配置拠点校は、（後略） 【追加↓】 ・<u>なお、宮古特別支援学校及び八重山特別支援学校については、必要に応じて看護師を配置する。</u> ・通学距離が極端に遠くなってしまわないよう、近隣校への転学を配慮していきます。

<p>(2) 森川特別支援学校は、隣接する沖縄病院の改築計画や鏡が丘特別支援学校の病弱受け入れ状況を踏まえ、平成27年度末で休校とする。</p> <p>(3) (2)の実施にあたり平成24年度に準備を始め、平成25年度から森川特別支援学校の通学生の新たな受け入れを停止し、平成27年度までに森川特別支援学校に通学する児童生徒は鏡が丘特別支援学校へ転学することとする。この時、鏡が丘特別支援学校における病弱教育及び病院内訪問学級教育の専門性確保に必要な人的配置体制の構築及び施設設備の整備をあわせて実施する。</p> <p>(4) 鏡が丘特別支援学校に、平成28年度までに病弱教育及び病院内訪問学級教育の専門性確保のため病弱部門を置く。また、病弱部門の教室設置等の必要となる施設設備の整備を実施する。</p> <p>(5) 鏡が丘特別支援学校浦添分校（浦添分教室を含む）の児童生徒数を前々年度から把握することとし、10人を下回ることが推計されたときは、対応策を準備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師の集約化により、教育効果があるということでない、説明がつきにくい。 ・看護師の集約化により、保護者の負担軽減にもつながるということでやらないと、施策4の理解は得にくい。 ・学校基本調査によると、30日以上欠席する児童生徒は多数いる。その子達はどこで教育を受けているのだろうか。森川特別支援学校で支援する必要はないのか。 ・小中学校で病気を理由に30日以上欠席している児童生徒が566人いるが、森川特別支援学校の在籍は少ない。 ・30日欠席している子どもが多い状況で、森川特別支援学校を休校にすると、その機能から考えるともったいないのではないか。 ・30日以上病気欠席の児童生徒が、学校教育法施行令第22条の3に規定する病弱の対象者になるかどうかは、確認されていない。 ・転籍手続については各市町村教委への指導の問題で、懇話会で言及する問題ではない。 ・子ども達の教育は平等であるはずで、県、市町村という縦割りはあるが、そこを話し合いでどうクリアーするかだ。授業を受けられるシステムを考えていく必要がある。 ・現時点の法律で定められていることをいかに拡大解釈して県教委が受け入れていくかという姿勢だと思う。 ・施策4については、病院内訪問学級、訪問学級のあり方と分けて話し合った方がいい。 ・休校にすると、病院内訪問学級の教諭の研修の場、交流の場について問題が出てくるのではないか。 ・心身症や精神性疾患の子どもへの対応を、森川特別支援学校で進める必要はないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集約することで1校あたりではより多くの看護師を配置することができ、医療的ケア体制の強化が期待できると考えています。 ・病院内訪問学級の設置のあり方については、今後の特別支援教育のあり方において検討する事項となりますが、鏡が丘特別支援学校に病弱部門を設置することにより、病院内訪問学級への対応は可能と考えています。 ・心身症や精神疾患の子どもへの対応は、今後の特別支援教育のあり方において必要に応じて検討す
--	--	---

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・心身症については、そのような子も病弱教育の対象にしているくんだという改革を行政でやれば、在学者はそれなりにいると思う。 ・やめるという結論の前に、もう少し維持できる方法を検討してはどうか。沖縄県独自のやり方があっていい。 ・地震津波対策が重要となり、財政も逼迫している中で、森川特別支援学校のような山の手の学校を休校にしているのか。有効活用するというのが普通の考えでは。 ・森川特別支援学校は沖縄病院が隣接している。有効な活用ができるはずだ。 ・休校という計画と同時に、跡地利用を並行して考えるべき。 ・森川特別支援学校のICT活動等の財産が引き継げるのか。鏡が丘特別支援学校にそれだけの敷地があるのか。 ・鏡が丘特別支援学校に病弱教育のきちんとしたシステムをつくり、そこを病院内訪問学級の集約センターとすることがこれから先の課題だ。 ・鏡が丘特別支援学校は斜面が多く、また教室に余裕があるわけではない。 ・鏡が丘特別支援学校の改築にあわせ病弱部門を整備すれば、色々できるのではないか。 ・宮古、八重山にも、院内学級を設置するという見直しが必要ではないか。 ・宮古特別支援学校や八重山特別支援学校も5障害種なので、必要があれば病院内訪問学級を置けるようにしなければならない。 | <p>る事項となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他障害種の受け入れも検討しましたが、敷地が狭隘であり、また近隣に大平特別支援学校や鏡が丘特別支援学校も整備されているため、休校とするとしています。 ・島尻特別支援学校で肢体不自由受け入れが始ったため、鏡が丘特別支援学校は今後、30人程度児童生徒が減少が予想されます。また、中庭等を活用して必要な施設整備は可能であると考えています。 ・病院内訪問学級の設置のあり方については、今後の特別支援教育のあり方において検討する事項となります。 |
|--|--|

「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備実施計画（素案）】

素案（施策5：P9）	懇話会意見	対応方針
<p>施策5：泡瀬特別支援学校の分校設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策5は、泡瀬特別支援学校の分校設置に関する計画から構成されます。この計画は、より身近な地域での就学を達成するために重要であり、また過密を解消するためにも必要です。 <p><計画></p> <p>(1) 平成24年度に泡瀬特別支援学校の分校設置に向けた準備を進める。この時、特に小児発達センターや近隣病院との連携体制の構築する。</p> <p>(2) 平成27年度までに、泡瀬特別支援学校の分校を設置する。</p> <p>(3) 泡瀬特別支援学校の分校を設置するにあたっては、施策4の計画(1)に関わらず、必要に応じて看護師を配置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分校ではなく、最初から本校として設置した方がよい。 ・分校か本校かではなく、最も設置しやすい方法で設置するがよい。 ・泡瀬特別支援学校分校は、分校の規模としては大きすぎるのではないか。 ・泡瀬特別支援学校分校は、新しい学校として地域の核になる、夢のあるスタートがいい。 ・地域にニーズがあるということでの学校設置が基本になる。 ・森川特別支援学校や泡瀬特別支援学校は、当初敷地が十分に確保できずなかつたので分校で始まった。泡瀬特別支援学校分校は敷地があるので、本校が望ましい。 ・新しい学校がみな分校では、分校だらけになる。50人だと本校で始めればよい。 ・全国の特別支援学校の状況から見ても、学校数の約5～8%と分校は少ない。 ・早めに管財課などの関係部局と話し合いを始めていた方がよい。 ・夢のあるような分校でないと、現存施設のリフォームでは理解されない状況がある。 ・金武町や宜野座村も通学区域として入る可能性もあり、居住地に近い学校に通えるようにというのが柱なので、泡瀬特別支援学校を分けるという発想はしない方がいい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する分校は、児童生徒の大半が現在の泡瀬特別支援学校から移るため、教育課程の作成や障害の実態把握等において泡瀬特別支援学校における検討や支援が必要となります。このため、泡瀬特別支援学校の分校としています。 ・関係部局との必要な調整を進めてまいります。 ・現存施設の状況や定数規模等を勘案しながら、分校設置内容を検討します。 ・桜野特別支援学校の保護者等とも意見交換をしながら、分校の通学区域を設定します。

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・発想としては、新しい学校をつくって近隣の子を受け入れ、スクールバスも整備するだ。・スクールバスを導入する際には、低床バスにしていただきたい。・保護者の送迎に関し、高速道路無料化のような支援をすれば、保護者と子どもの負担を少なくすることができる。 | <ul style="list-style-type: none">・分校のスクールバスの整備については、施策6のスクールバスの運営方法のあり方も踏まえながら検討します。・就学奨励費において、有料道路の通行料は通学に要する交通費として支給されています。 |
|---|---|

「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備実施計画（素案）】

素案（施策6：P10）	懇話会意見	対応方針
<p>施策6：スクールバスの運営方法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策6は、特別支援学校のスクールバスの運営方法を見直す計画から構成されます。この計画は、目標5-(4)を達成するための手段となります。 <p><計画></p> <p>(1) 平成25年度に、スクールバスの運営方法のあり方を見直すにあたり、次の事項を踏まえながら、平成28年度以降のスクールバス運営方法のあり方を決める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当編成整備計画の施策(1)～(5)の進展状況 ・各校における運転業務の委託状況 ・各校における登校と下校のスクールバス利用状況 ・他県のスクールバスの運営方法（共同運行等） ・その他スクールバス運営に関連する事項 <p>(2) 平成26年度に、スクールバス運営方法のあり方に基づいた準備を進め、平成28年度に見直した運営方法を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介助員は、児童生徒を指導するので委託はできないのでは。明記してもよいのでは。 ・運転士委託に関しては、ぜひバス協会とも連携してやってほしい。 ・燃料代や管理コストを考えると、バス自体も民間のバスを利用した方がいい。 ・スクールバスを利用した校外学習もあるので、そうした利用もできるような民間委託の条件整備が必要だ。 ・寄宿舎の状況もあわせながら、運営方法見直しを検討してほしい。 ・学校が総合商社のように全て担う時代ではない。福祉サービスもあり、必ずしもスクールバスのみが輸送手段ではない。社会資源を使うことでスリムにできるのでは。 ・デイサービスは親の負担軽減になっている部分はいいが、子どもと親と触れあう時間が短くなっている。また、競争的な側面もあるので、配慮が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託については、教職員定数の管理や、今後の特別支援教育のあり方において検討する事項となります。そうしたあり方も踏まえながら、スクールバスの運営方法のあり方を検討します。 ・寄宿舎の有無によりスクールバスの利用状況が変わりますので、寄宿舎の状況もあわせ運営方法のあり方を検討します。 ・スクールバスの運営方法を見直すにあたっては、様々な社会資源の活用を視野に入れ、教育の観点や学校運営に配慮しながら、検討を進めていきます。

「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備実施計画（素案）】

素案（施策7：P11）	懇話会意見	対応方針
<p>施策7：個別施設整備計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策7は、特別支援学校の個別施設整備計画を作成する項目から構成されます。この計画は、目標6-（1）、6-（2）を達成するための手段となります。 <p><計画></p> <p>（1）平成27年度に、対象学校へのヒアリング及び実地調査を実施し、整備の必要性を判断する。</p> <p>（2）平成28年度に、整備が必要と判断した学校の整備計画を策定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鏡が丘特別支援学校は、屋内に大きなスロープがありすごく面積をとっている。それを取れば、病弱関係の整備ができる。 ・鏡が丘特別支援学校のスロープは、歩行訓練や自立活動で使っている。また、電気が故障した時にスロープがないと移動できなくなる。 ・鏡が丘特別支援学校はエレベーターが1機しかない。新しく設置を考える必要がある。 ・他のスロープのない学校は、緊急時の避難経路を考えておく必要がある。 ・目標6-（2）では、森川特別支援学校が一部改築計画となっているが、休校になる実施計画と整合性がとれないのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備内容につきましては、計画を策定する段階において、学校とも意見交換しながら検討していきます。 ・緊急時の避難経路等は、各校において危機管理マニュアル等を作成して対応しております。 ・目標6-（2）の文中「及び森川特別支援学校」の削除を教育委員会会議に提案します。

「県立特別支援学校編成整備に関する懇話会」意見への対応方針【編成整備実施計画（素案）】

素案（第4章その他）	懇話会意見	対応方針
(素案における記述なし)	<ul style="list-style-type: none">・ 寄宿舍は、通学が可能であれば自校以外の子も入舎させることが必要ではないか。・ 寄宿舍を校内とは別に整備して、色々な学校、障害種の子どもが入舎してもいいのでは。	<ul style="list-style-type: none">・ 寄宿舍の設置は、当該特別支援学校に在籍する児童生徒の通学状況や生活実態、地域の社会状況等を踏まえ、総合的に判断しております。